

付 議 第 4 号

県有財産（教学機器）の取得に関する議案に係る意見聴取に関する議案

令和2年9月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

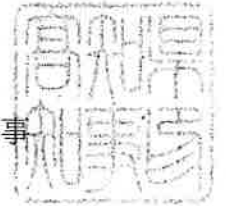
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



2高政企第132号
令和2年9月2日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和2年9月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和2年9月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 県有財産（教学機器）の取得に関する議案
- 2 損害賠償の額の決定に関する議案

第 号

県有財産（教学機器）の取得に関する議案

次の教学機器を取得するものとする。

令和2年9月 日提出

高知県知事 濱田 省司

取得する教学機器

- 1 種類
授業用パーソナルコンピュータ 一式
- 2 数量
9組

県有財産（教学機器）の取得に関する議案説明

高知県立室戸高等学校ほか8校に設置する教学機器を予定金額54,230,000円で、高知市比島町二丁目4番33号四国通建株式会社高知支店から買い入れることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるものである。

令和2年度 県立学校授業用パソコン等（教学機器）の整備について

議案及び議案説明の内容

(1) 取得する教学機器

授業用パーソナルコンピュータ 一式（9組）

※周辺機器やソフトウェアを含む。

(2) 契約の相手方

四国通建株式会社高知支店（高知市比島町二丁目4番33号）

(3) 契約予定金額

54,230,000円

参考

1 用途

教科「情報」（必須科目）の授業・実技で使用。

探究的な学び（調べ学習）や特別支援学校の「作業学習」における技術の修得に使用。

2 整備の考え方等について

○県教委の「県立学校パソコン教室年度別整備計画」に基づき6～7年毎に授業用パソコンを更新。

（参考）パソコン、プリンタの保守契約が5年間。

メーカーの部品切れ等の目安が7年。

○パソコン台数の整備基準：パソコン教室1クラス定員40名+教員1名=41台

3 今年度の配置先（9校）

室戸高等学校、春野高等学校、幡多農業高等学校、宿毛工業高等学校、高知工業高等学校、伊野商業高等学校、高知ろう学校、山田特別支援学校、高知江の口特別支援学校高知大学医学部附属病院分校